

法令等違反に対する違反是正措置の実施基準

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局が「プライバシー」推進室人権企画課 （ 06 - 6208 - 7619 ）
措置実施課（担当）名 （電話番号）	同上
事務の名称	事業者が取り扱う個人情報の保護に関する事務
事務の概要	<p>事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っている疑いがあると認める場合において、事業者と本人との間で解決できないときは、大阪市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、本市が当該事業者に対して事実を明らかにするために説明又は資料の提出を要請することができる。</p> <p>要請した説明及び資料提出の結果、当該事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っている場合において、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴いた上で、当該事業者に対して是正その他講ずべき措置の勧告を行うことができる。</p> <p>当該事業者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない旨、当該勧告の内容及び当該事業者の氏名又は名称を公表することができる。</p> <p>また、事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っている疑いがあると認める場合において、事業者と本人との間で解決できないときは、条例に基づき、本市が当該事業者に対して事実を明らかにするために要請した説明又は資料の提出を当該事業者が正当な理由なく拒んだときは、拒んだ旨、事実経過及び当該事業者の氏名又は名称を公表することができる。</p> <p>（当該事業者が個人情報の保護に関する法律第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者に該当する又は事案の内容が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第81項に規定する特定個人情報に関する場合は、個人情報保護委員会に事案を移送する。ただし、事案を移送する場合であっても、市民の生活に重大な影響を及ぼし、かつ個人情報保護委員会による対応のほか本市が当該事案を取り扱うべき事情があると市長が認める事案については、個人情報保護委員会との連携を図りながら本市においても当該事案を取り扱うことができる。）</p>
措置の実施基準等	<p>1. 法令等違反に対する直接的な是正措置について</p> <p>1.（1）の措置を講じる基準</p> <p>【又はに該当】 （説明又は資料提出要請）</p> <p>事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っている疑いがあり、その個人情報や取扱いの内容、性質・量、影響の範囲等からみて当該個人情報の本人をはじめ人の生命、身体に危害を及ぼす、又は、財産に重大な損害を与えるおそれがあり、かつ、当該取り扱いをやめさせる緊急の必要があると認められる場合</p> <p>1.（1）の措置の内容</p> <p>個人情報の取扱いに関する説明又は資料の提出を書面等により要請する。</p> <hr/> <p>1.（1）の措置を講じる基準</p> <p>【又はに該当】 （勧告）</p> <p>事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っており、その個人情報や取扱いの内容、性質・量、影響の範囲等からみて当該個人情報の本人をはじめ人の生命、身体に危害を及ぼす、又は、財産に重大な損害を与えるおそれがあり、かつ、当該取り扱いをやめさせる緊急の必要があると認められる場合</p> <p>1.（1）の措置の内容</p> <p>大阪市個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱指針に沿った個人情報の取扱いを行うよう勧告する。</p> <p>1.（2）の措置を講じる基準</p>

	<p>【 及び に該当】 (説明又は資料提出要請) 事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っている疑いがあり、その個人情報や取扱いの内容、性質・量、影響の範囲等からみて当該個人情報の本人をはじめ人の生命、身体に危害を及ぼす、又は、財産に重大な損害を与えるおそれがある場合</p> <p>1.(2)の措置の内容</p> <p>上記基準に該当する場合において、事実確認のうえ事業者に対して期限を定めて電話等による改善指導を行い、当該期限経過後も改善されない場合には、個人情報の取扱いに関する説明又は資料の提出を書面等により要請する。</p> <hr/> <p>【 又は に該当】 (勧告) 事業者が個人情報取扱指針に反して個人情報を取り扱っており、その個人情報や取扱いの内容、性質・量、影響の範囲等からみて当該個人情報の本人をはじめ人の生命、身体に危害を及ぼす、又は、財産に重大な損害を与えるおそれがある場合</p> <p>1.(2)の措置の内容</p> <p>上記基準に該当する場合において、事業者に対して期限を定めて電話等による改善指導を行い、当該期限経過後も改善されない場合には、大阪市個人情報保護審議会に意見を聴いた上で、個人情報取扱指針に沿った個人情報の取扱いを行うよう勧告する。</p>
	<p>2.法令等違反に対する間接的な是正措置について</p> <p>2.(1)の措置を講じる基準及び内容</p> <p>【 及び に該当】 (勧告に従わない場合の公表) 上記1.(1)及び(2)の勧告に事業者が従わない場合は、あらかじめ事業者にその理由を通知し、事業者意見陳述の機会を与えた上で、大阪市個人情報保護審議会の意見を聴き、公表に相当する場合には、勧告に従わない旨、勧告の内容及び当該事業者の氏名又は名称を公表する。</p> <p>2.(1)の措置を講じる基準及び内容</p> <p>【 及び に該当】 (説明又は資料の提出を正当な理由なく拒んだときの公表) 上記1.(1)及び(2)の説明又は資料提出要請を正当な理由なく拒んだときは、あらかじめ事業者にその理由を通知し、事業者意見陳述の機会を与えた上で、大阪市個人情報保護審議会の意見を聴き、公表に相当する場合には、拒んだ旨、事実経過及び当該事業者の氏名又は名称を公表する。</p>
<p>根拠法令等及び条項</p>	<p>大阪市個人情報保護条例第49条2項、第50条、第51条、第52条、69条2項・3項 大阪市個人情報保護条例施行規則第5条</p>
<p>備考</p>	